

図表 1 . 会社法における内部統制

- 会社法：取締役会無設置会社(348条3項4号)、取締役会設置会社(362条4項6号)、委員会設置会社(416条1項1号)



- すべての大会社において取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備することを義務付けた。(会社法362条5項)
- 会社法施行規則：取締役会無設置会社(98条)、取締役会設置会社(100条)、委員会設置会社(112条)
 - 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制
 - 損失の危機管理に関する規程その他の体制
 - 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制